

く、さらにこれを継続してまいりたいと考えております。

これらの目的を達成するため、本年五月一日をもつて失効することとなっております現行法律の有効期間を、さらに十年延長するのが、この法律案の内容であります。

以上をもちまして、保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終ります。

○委員長(初村瀧一郎君) 本案に対する質疑は後日行なうことといたします。

〔委員長退席、理事高橋雄之助君着席〕

○理事(高橋雄之助君) 次に、漁業災害補償法の一部を改正する法律案、漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案、沿岸漁場整備開発法案、以上三案を一括して議題といたします。

三案の趣旨説明は前回聴取しておりますので、これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○初村瀧一郎君 私は、今回提案されております漁業災害補償法の改正案、漁業近代化資金助成法並びに中小漁業融資保証法の改正案、そして沿岸漁場整備開発法案の三法案について質問を行ないます。

まず、これら三法案の内容に入ります前に、わが国の漁業の役割り、さらにまた、わが国の漁業をめぐる環境の変化、そして将来の展望等についてお伺いをしてみたいと思います。

わが国漁業は、関係者の努力によって昭和四十七年に一千二十七万トンという千萬トンの大台に生産量が上がっております。さらにまた、金額的に見ましても一兆一千九百万以上、約一兆二千億という大きな金額に上がっております。これは、量的においても、金額の上においても非常に高い水準になつておつて、国民の食糧、特に国民の食生活に最も重要な動物性たん白質の供給、あわせて漁業の経営の安定、さらには生活

の向上のために非常に貢献しておると私は思うのであります。

最近、国民の食生活の向上に伴つて国民一人一日当たりの動物性たん白質の摂取量が欧米諸国並みに近づいてきておるというような数字が出ておるのであります。その要因はやはり私は、畜産物とともに魚介類が、その過半を安定的に供給をしているからである、こういうふうにまあ解釈しておるわけでございます。以上のとおりであるとするならば、食糧産業として重要な役割りを果たしておるわが国の漁業でありますがゆえに、こういう立場をすべての者が注意して見るようになつてきている、というような関係からいたしまして、この国際環境が非常に恵まれ——何というか、急転して変わりつつあるということをございまして、同時にまた、私は、わが国の漁業にとって非常に組む姿勢を持つてもらいたい。また、そういうことを期待しながら次の四、五点についてお尋ねをしてみたいと思います。

まず第一が、国連における第三次海洋法会議についてであります。これは、ことしの六月の二十日からベネズエラの首都のカラカス、ここで実質的な第三次海洋法会議が開催されるのであります。が、これは何といつても、ここで大きく議題になるのは領海の幅員、排他的經濟水域、あるいはまた大陸だな、さらに海峡の交通権、そして海底資源開発等、この新しい海の秩序を確立するための重要な問題が討議されると思ひますけれども、政界等に対しましては、その他の分野におきましては、經濟的あるいは技術的な協力問題、そのほかの処置も進めてまいりたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○初村瀧一郎君 いま政府の考え方を聞いたわけですが、これは何といつても、ここで大きく議題になるのは領海の幅員、排他的經濟水域、あるいはまた大陸だな、さらに海峡の交通権、そして海底資源開発等、この新しい海の秩序を確立するための重要な問題が討議されると思ひますけれども、政界等に対しましては、その他の分野におきましては、經濟的あるいは技術的な協力問題、そのほかの処置も進めてまいりたい、こういうふうに考えておるわけであります。

第二点は、日ソ漁業交渉についてであります。これは先日、私ども自由民主党の水産部会において、ことしの日ソ漁業協定の内容の報告を聞いたわけでございます。その報告を開いたのであります。

○政府委員(山本茂一郎君) ただいまの御質問の方、どういう姿勢で、どういう決意をもつて臨もうとしているのか、まずお尋ねをいたしたいと思います。

第二点は、日ソ漁業交渉についてであります。

これは、日ソ漁業交渉についてであります。

これは、日ソ漁業交渉についてであります。

これは、日ソ漁業交渉についてであります。

これは、日ソ漁業交渉についてであります。

これは、日ソ漁業交渉についてであります。

第三次海洋法会議そのほかのこういう情勢を考えてみますというと、世界的な立場において、いろいろと考えていかなければならぬ点がある、いろいろと考えるわけでございます。ことに、ただいま御指摘になりましたように、國によりましては、これが、世界の一潮流でないと言ふと、ことはは

こう考へるわけでございます。ことに、ただいま御指摘になりましたように、國によりましては、これが、世界の一潮流でないと言ふと、ことはは

どうであります。

これは、世界の一潮流でないと言ふと、ことはは

どうであります。

○政府委員(内村良英君) 確かに、ただいま先生から御指摘がございましたように、日ソ漁業委員会の科学技術小委員会で両国の科学者が会議を持ちまして、資源の状況について審議をしているわけでございます。

そこで、本年もマス、白サケ、紅サケそれからマスノスケ、銀ザケという、それぞれのサケの種類につきまして資源の評価をやつたわけでござりますが、意見の一致したものもござります。たとえば、銀ザケとが、マスノスケにつきましては、近年の平均的水準を若干下回るだらう、あるいはほぼ同様の水準だというようなことで、この二つの魚につきましては意見が一致したわけでございますが、白サケ、紅サケについては意見が一致しなかつたわけでございます。

は近年の平均的水準に近いと。資源は減っているけれども、比較的の安定しているという見解を出したおるのに対しまして、ソ連側は、昨年の一九七三年の水準よりも低く、日ソ漁業条約締結以来最も低であるというような見解を、ソ連側の科学者は出したわけでござります。

そこで、これらの点について科学的な意見が一致すれば、あの規制措置その他の話が非常にスマーズに進むのではないかという御質問でござります。そこで、資源評価のやり方でござりますが、こまかいい技術的なことは除きまして、方法論におきましては、ソ連側のやつておること、日本側のやつておること、大体同じなんだとさいます。ただ、データの読み方が違つてくる。たとえばいわゆる統計数字を読みます場合にも、統計的には誤差がござります。そこで、平均で見るか、誤差の範囲の上限で見るか、下限で見るかというようなことによつて、数字の見方が非常に違つくるということもあるわけでございますが、同じようなことがございまして、その辺の見方によつて意見が違つてくることがあるわけでござります。

しようということは、今まで両国の科学者がいろいろ努力しているところでございまして、今後におきましても、この点につきましては、努力はわれわれといたしましても続けなければならないと考えておりますけれども、その評価のしかたになりますと、そういう面もあるということで意見の相違が現在のところ出ているわけでござります。

これは十八日に、中国において、政府間漁業協定の実現を目指す第一回の日中漁業専門家会議が開催されています。その前に、日中航空協定が事実的に成立したやさきでもあることだし、私は、今回的第一回の日中漁業専門家会議に、水産庁の安橋次長が出席されたということを長崎の新聞の記事で読みました。そして私は、非常に両国間にいいきざしが見えたというふうに喜んでおるわけでございますが、大体協定の見通しとか、あるいは内容等について明らかにされる範囲内ではよろしくうございますから、御答弁願えれば幸いかと思ひます。

○政府委員(内村良英君) 日中の漁業協定は、日中共同声明第九項に掲げる実務協定の一つでございまして、できるだけ早期に締結すべきものでございます。この点につきましては、本年一月大平外務大臣が中国に行かれました際も、両国間で意見が一致しているところでございます。さらに、今月に入りまして、中國側から漁業協定締結の予備会談をしたいという申し入れがございまして、これは、かねがね日本側から、そういった会議を持とうということを申し込んでいたわけでございますが、それを受けまして、会議をやろうという

ことで、現在水産庁の安福次長を团长とする日本
の代表团が現地に参りまして、十八日から会議を
持つております。これは漁業協定自体の交渉の会議
ではございません。漁業協定の会議を持つたため
の予備会談でございます。

行なわれておるかと申しますと、東海、黄海の漁業資源につきまして日本側の見解、中国側の見解を述べまして、魚種について資源がどうなつているかといふ話し合いをしております。とあわせまして、御案内のように、現在、日中間には、民間

案——かりに五月なら五月に本格交渉をやるということになった場合に、政府案をつらなければならぬわけでござります。その政府案の作成につきましては、関係の漁業者の方々の意見は十分聞いてつくりたい、というふうにやりたいと思っております。

○初村謙一郎君 次は、非常にまあ問題が大きい捕鯨問題についてお尋ねをしてみたいと思います。

の漁業協定がございますが、これが六月の二十二日で期限が切れるわけでございます。したがいまして、六月の二十二日までに、政府間協定ができるような協定交渉をやりたいということで、積極的に中国側と折衝しておるわけでございます。したがいまして、話がなければ六月二十二日までに、政府間協定ができるように政府間の協定交渉会議を持つということになると思ひますが、現在の予備会談からそのまま政府間協定の交渉会議に入るのはなくして、予備会談は今週で打ち切りまして、そこで帰ってきてからあらためて本交渉をやるということになるのではないか。その場合に、わが国といたしましては、わが国としての日中漁業協定につきましての条約案というものをつくりまして、それを提示する。そうなりますと、おそらく中国側も中国の考え方を出してくるというところになりますて、そこで交渉が始まる。こういう段取りになるのではないかと思つておりますけれども、その辺のところを、そのように進めるよう命交渉している段階でございます。

○初村鶴一郎君 次は、非常にまあ問題が大きい捕鯨問題についてお尋ねをしてみたいと思ひます。

昭和四十七年の六月に、ストックホルムで開催されました国連の人間環境会議において、米国の人間環境問題の提案に基づいて商業捕鯨を十年間禁止するという提案が議決されておるわけでございます。そこで、その提案が勧告になって、採択されてから以来といふものは、国際捕鯨取締約に基づいて、国際捕鯨委員会四十八年会議においても、同様な問題が提案された。ところが、そのときに提出されたのは、科学的な根拠がないじゃないかということです。一方南氷洋捕鯨においては、ナガスクジラを捕鯨することと云ふことは、一九七六年の六月三十日までに、すなわち昭和五十一年の六月三十日以前にやめてしまったというようなことにきまっておるわけなんですね。また、その他の鯨においても、量的に非常にきびしく制限をされておるわけでございます。で、わが国捕鯨をめぐる国際環境がそういうふうに非難されています。

漁場としておる生産者ですね、漁民。こういう方々の御意見も私は、十分取り入れて、実際はこうなんだと、科学的にはこうであるが、実際はこうなんだというような御意見を取り入れる必要があるから引き下がってきて、日本側は日本側としての成案をする。その場合に、特に黄海、東海を主

ると思う。そういう用意があるかないかお尋ねしたい。

○政府委員(内村良英君) 過去十年以上民間協定がございまして、それによつて日中間の漁業秩序というものが維持されていたわけでござります。これがござつて、私がこの二つをまとめて、政府

府のこれに対する考え方、取り組み方、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員(山本茂一郎君) ただいま御指摘になりました捕鯨の問題につきましては、従来から、わが国としては、外交チャンネル等を通じまして十分説明をし、理解を求めておる次第でござります。しかし、ただいま御指摘がありましたように、科学者によるところの問題に必ずしも十分でなかつた点があるかも知れません。われわれとしては、これは将来、今後におきましても、さらに情報機関そのほかを通じまして、この点に対して理解を求めるべきであるわけであります。また、一般の通信網そのほかによつてもこの点について将来努力をしていただきたい、こう考えておるわけであります。こういうような方法によりまして、わが国の立場を関係諸国に十分御理解をいたぐるように今後においても大いに力を入れたい、こう考えておるわけでございます。

○初村謙一郎君 私どもが聞いた範囲によりますと、この反対運動が、小学校の子供の作文になつて、田中総理とか、あるいは日本から行く方々に宣伝をするというようなことを聞かされれば、やはり私は総理にいたしましても、十分その真相を知らなければやはり情に引かざるわけでござります。したがつて、わが国外交に当たる外務大臣にしましても、米国を訪れる各大臣諸君にいたしましても、十分私は、日本の捕鯨という実態を知らな過ぎるんじやなかろうかと思ひます。特に農林省において、こういうものだということをよく知らして、もしそういう陳情があれば、実はこうなんだというような、お答えができるようない、予備知識を与えてもらいたい。そうすることが、日本の捕鯨を相手国に知られる一つの方法ではなかろうか、かのように考えますので、一そうの御努力をお願いいたしたいと思います。

次に、私は漁業用の燃料、燃油、漁業資材等についてお聞きをしてみたいと思います。漁業用燃料は、従来いわゆるA重油がほとんどであつて、四十八年度の統計を見てみますと、国内補給が六

百万キロリッター、保稅油と海外補給油を百万キロリッター、合わせまして七百万キロリッターを必要としているのであります。この燃料油の量の確保及び価格の動向いかんは、やはり私は、漁業経営の死活を制する重大な問題であると思うのであります。

そこで、次の諸点について端的に伺いをしまので、また、端的に、やれるかどうか、やります、やります、というようなお答えを願えれば幸いかと思います。

まず、量の確保の問題であります。農林漁業における特殊事情いたしまして、従来二百五十万キロリッターを製品輸入していたのであります。今後においても、やはり製品輸入をする必要があるのでござります。政府は、さきに石油製品の価格引き上げにあたつて、政策的配慮をなしたこと。これは国内精製にかかるA重油について、元売り価格を八千九百円の値上げ幅として押えた。それで平均元売り価格をキロリッター当たり二万五千三百円とすることとして、末端価格についても、元売り価格の上げ幅をこえないように、その上げ幅以下になるよう強力な指導をしておつたのであります。このような国内の処置によつて、國際価格より国内価格のほうが低くきめられます。したがつて、わが国外交に当たる外務大臣にしましても、米国を訪れる各大臣諸君にいたしましても、十分私は、日本の捕鯨という実態を知らなければやはり情に引かざるわけでござります。したがつて、わが国外交に当たる外務大臣にしましても、米国を訪れる各大臣諸君にいたしましても、十分私は、日本の捕鯨という実態を知らな過ぎるんじやなかろうかと思ひます。特に農林省において、こういうものだということをよく知らして、もしそういう陳情があれば、実はこうなんだというような、お答えができるようない、予備知識を与えてもらいたい。そうすることが、日本の捕鯨を相手国に知られる一つの方法ではなかろうか、かのように考えますので、一そうの御努力をお願いいたしたいと思います。

次に、私は漁業用の燃料、燃油、漁業資材等についてお聞きをしてみたいと思います。漁業用燃料は、従来いわゆるA重油がほとんどであつて、四十八年度の統計を見てみますと、国内補給が六

うことになる面が多いと思ひます。そこで、現在のところ、輸入のA重油のほうが値段が高いと、そこでその差損が出るから、それを見なければ、漁業者に安定した安いA重油が供給できないのではないかという御質問だと思います。私どもいたしましたが、この問題は非常に重要だと思っております。そこで今後問題につきましては、A重油が国際的な市況に左右される商品だということによつて、価格の動向が、今後どのように推移するか、現在のところ、関係の人々の意見を聞きましても、必ずしも的確な見通しを立てられる段階ではないというふうに聞いております。もちろん今後さらに高くなるという意見も一方にございます。そこで、私どもいたしましては、今後の状況を見て、この問題には対処しなければならないのではないかというふうに考えておりま

す。そこで、私は、せつから政令で定めた、闘議決定等もあるわけでございますが、漁民が年間五十億という値段を、価格を負担すると

いうことは非常に心苦しいのじゃないか、経営面

に非常に赤字を生ずる。端的に私が聞いてみます

と、油代をかけぐために漁業するようなものだ。

という声もあるわけなんです。したがつて、こう

いう点は率直にひとつ割り切つて、政府も方針を定めてもらいたいと思います。

次に、闘議しまして、従来、買い手市場であつた關係から、わが国特有のA重油を輸入しておつ

ます。そこで、この種の差損については政府が補て

んするかどうか、補てんする考え方があるのかどう

か。あるいは何らかの手当てをして輸入の確保に

つとめて需給の円滑化はかかるべきであると思う

わけですがね、この点を端的にひとつお答え願え

れば……。

○政府委員(内村良英君) それでは端的に答えさせていただきます。

確かに今後におきましても、漁業用のA重油に

なる。したがつて、闘税定率法の別表で定める段階でございます。

「軽油」に解釈すると、キロ当たり千八百九十四円の闘税がかかるという矛盾を生ずるわけなんですね。こういう点で新しい問題が生じたと私は、こういう点で新しく問題が生じたと私は、これを見なければ、漁業者に安定した安いA重油が供給できないのではないかという御質問だと思います。私どもいたしましたが、この点についても私は、本来の趣旨を生かす、すなわち無税とする趣旨を生かすために努力してもらいたい、私はこういうふうに考えます。が、これについてのもしお考えがあればひとつお答えを願いたい。

○政府委員(内村良英君) A重油及び軽油の闘税につきましては、従来から政部内におきまして検討が行なわれておつります。

そこで、先生御案内のように、免税A重油の規格については、当初比重が〇・九〇三七以下〇・八七五七以上のものとされたのを、その後〇・八三まで引き下げまして、通常軽油といわれるものにまで食い込んで免税の対象とされているようになっております。しかしながら、この規格にも該当せず、闘税定率法上完全に軽油であるというものにつきましては、御指摘のとおり、これについて闘税がかかるわけでござります。

そこで、最近のA重油の輸入問題に關連いたしまして、こういった規格の軽油がだいぶ入つてくるのではないか、これについて免税にしたらどうかと、いうことでございますが、この点につきましては、この点につきましては、今後の漁業用石

油の一つの問題としていろいろと検討はしております。

しかしながら、この問題は石油全体の闘税

問題にもかかわつてくる問題でもござりますし、

ても、私どもいたしましたが、この点につきましては、法律改正が必要な問題でもござります。

そこで、現在の闘税制度の運用上の問題について、これが解決の方法がないかというようなこと

も現在闘税当局といろいろ話話し合いをしておりま

すけれども、なかなかむずかしい問題がいろいろ

あるというふうに聞いておりまして、現在のところ、闘税当局といろいろ話話し合いを続けている段階でございます。

○初村龍一郎君 なかなか開税当局もむずかしい
ような答弁はすると思いますけれども、やはり無
税にするという精神を貫くために、農林省はひと
つがんばってもらいたいと思います。
さらに、当面の緊急処置といたしまして、私は、
やはり国の利子助成等によつて低利資金の融通を
はかるか、あるいはまた、既融資については融資
条件の緩和をはかるということで、金融政策を並
行して積極的に講ずる必要がありはしないかと思
うわけでござりますが、この点を御答弁願いたい
と思います。

○政府委員(内村良英君) 漁業の種類によつて多
少影響は違うわけでございますが、いずれにいた
しましても、石油の値上がり、資材の値上がりと
いうことによつて経費が非常に上がつてゐる。そ
れに対して、他産業の場合、特に製造工業の場合
には、大体そついた動向を見取りまして、ある
程度価格に織り込むことができるわけでござ
いますけれども、水産物の場合には、御案内の
ように、需給によつて価格がきまつてくるといふ
面が強いもんでございますから、なかなか経費の
上昇を価格に織り込めないという問題があるわけ
でござります。したがいまして、今後、魚価の低
迷がかりに続くというようになりますと、これは漁業經營にとってゆめしい問題になつてく
るということはもう先生の御指摘のとおりでござ
います。

したがいまして、当面経費の上昇に見合つて運転
資金の増加部分について、何かの金融措置がとれ
ないかといふ御質問だと思いますけれども、それ
らの点につきましても、現在水産庁といたしま
ては関係方面といろいろ相談をしております。し
かしながら、御案内のように、いわゆる漁業の系
統金融の場合には、非常に金が少ないと、いふよ
うな問題もございまして、この金詰まりの世の中で
どうやつて原資の調達をしていくかといふような
点についてなお検討すべき大きな問題がございま
すので、関係方面ともいろいろ話し合いをしてい

○初村浦一郎君 次に、漁業用資材についてお尋ねをしたいと思いますが、漁網とか、ロープ、こういうものは、すべてナイロン製、あるいはビニロン等を材料とした合成繊維であつて、これはもう言うまでもなく石油製品であります。したがつて、こういう漁網とか、ロープ等の価格の安定と、それから量の確保、こういう点の見通しをお聞かせ願えれば幸いかと思います。

○政府委員(内村良英君) 漁網網につきましては、これもものによって違うわけでござりますが、昨年の暮れからことしの二月ぐらいにかけて、ものによつては二倍ぐらいになつたものもございます。

そこで、水産庁といたしましては、これは漁業の重要な資材でございますから、何らかの形で価格の凍結ぐらいまでの措置がとれないかということを検討したわけでございますが、流通の形態から見てなかなかそれがむずかしいということとございまので、通産省ともいろいろ相談をいたしました結果、漁網網の主要原料であるナイロン繊維、ポリエスチル繊維等について当分の間価格を据え置く、いわゆる原料を押えてもらうということ。これはメーカーも非常に数が少なくて行政的に行やり得ることでございますから、こういった原料の繊維の価格を据え置いてもらひ、凍結してもうという措置をとりまして、それによつて末端価格も安定するようにするというようなことで現在指導している段階でございます。

ただ、大きな網というようなものは、先生御案内のように、注文生産みたいなものも多いわけですがございまして、なかなか末端の価格を凍結することは技術的にも非常にむずかしい。そこで、原料を押さえながら価格の安定をはかつていくという措置をとつてあるところでございます。

○初村浦一郎君 一応大綱の質問は終わりまして、いまから三法案についてお伺いをしてみたいと思います。

まず、今回提案されております三法案の内容は、沿岸漁業を中心とする中小漁業の振興あるいは中小漁業経営の安定をはかるうとするものであつて、しかも関係漁業者の要望をほとんど内容に取り入れておるのであって、私は、大筋において大体よく理解するところであります。ただ、若干の点についてお尋ねをしてみたいと思います。

まず、沿岸漁場整備開発法案についてお尋ねをいたします。

沿岸漁業の生産量の推移をずっと見てみますと、おおむね約二百五十万トン程度漁獲量があるわけです。したがつて、総体の一千二十七万トンの約二五名を停滞的に推移しておるというのが現状であろうかと思います。これを、量ではそうでありますけれども、金額について見ますと、四十七年の統計では四千六百九十一億円、対前年度比において一〇・八%。五年間の平均を見てみると、伸び率が一〇・六%で、生産量の停滞傾向に対するとして著しく増加しておるわけで、全体に占める割合もやはり四二%程度になつております。

沿岸漁業は、需要の高い中高級の魚介類の生産割合が大きいので、この種の魚の値段が非常に高いわけなんですね。したがつて、そうであるとするならば、やはり私は、今後において沿岸漁業の生産量をいかにして増大させるかというのが大きな課題であるうかと、かうに考えます。

そこで、私は、積極的に沿岸漁場を新しく開拓するということ、これが第一点。それから、効用の低下しておる漁場を復旧するということ、これが第二点。第三点が、人工的に大量の稚苗を生産してこれを放流するということ。

以上三つの体制を整えることが施策の三本の柱でなければならぬと私は考えますが、長官はどうですか、この考え方について。

○政府委員(内村良英君) まことに、先生御指摘のとおりでございまして、同感でございます。

何はさておいても、予算の裏づけをやってもらひ

○初村清一郎君 ありがとうございます。

だから、やはり私は、こういうことをするには、

わにやいかぬ。私は、ただ項目だけ、いかがですか、——さようでござります、と言つたところで、やっぱり予算をつけてもらわにやいけませんから、それを十分心して、五十年度からは、うんと水産の予算を倍加するようにお願ひをいたしました。

本案においては、第二条の定義にずっと書いておりますが、第三条の沿岸漁場整備開発計画に規定しておりますとおりに、漁礁等の設置によつて漁場つくりを行なうとともに、漁場復旧事業を実施するための沿岸漁場整備開発計画を開議をきめて、強力に実施しようとする意図は十分理解されるわけでござりまするけれども、第六条以下の規定により、放流された人工種苗の育成事業を実施する仕組みになつてゐるようではありますが、肝心の種苗の生産施設の整備については、栽培漁業の振興として、第十六条に、「国及び都道府県は、沿岸漁場整備開発事業及び特定水産動物育成事業の実施を水産動植物の種苗の生産施設の整備運営と併せて推進することにより、栽培漁業の振興に努めなければならない。」と規定するにとどめて、具体的な実施規定を設けておらないようですね。開議決定に基づく五年を一期とする沿岸漁場整備開発計画と歩調をそろえて、栽培漁業の振興計画が不可欠であるという考え方だが、これらの点に関して政府は、どういうふうな考え方をしておるのか、これをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) 先生御指摘がございましたように、今後わが国の国民に対する動物性たん白質の供給ということを考えました場合において、水産業の重要性ということは言うまでもなく、さらに昨今のいろいろきびしい国際情勢その他を考えますと、どうしてもわれわれといつしましては、沿岸漁業の生産の拡大をはからなければならぬわけでござります。そこで、その場合のやり方といたしましては、先生の御指摘のごございましたように、漁場の造成、栽培漁業の振興、構造改善の推進というようなことになるわけでござりますが、漁業生産の場を造成するための計画的な

漁場の整備、開発を進めるにあたりましては、それとあわせて、種苗の大規模生産と放流を行なうこととする。」

そこで、その趣旨が第十六条の規定に明記されているわけでござりますが、具体案としては、それはどうなるかということですござります。そこまで二つ申し述べて、最後に、

きましては、現在、瀬戸内海に栽培センターを持ち、さらに四十八年度から裏日本に大体五ヵ所の県営の栽培センターを設けたわけでござりますが、四十九年はさらにそれを拡大いたしまして、

今後、県営の栽培センターを整備し、それを源として内海の栽培センターとの有機的な連係をとるようにして、栽培漁業の振興を大いにはかつて、いこううとう、いうふうに考えておるわけでござります。

ざいますが、現在、御案内のように、マダイ、クジラマエビ等が行なわれているわけでござりますが、そういう魚の種類につきましても、今後さらに放流、人工ふ化をして放流するものをあやす

めているところでございます。
○初村瀧一郎君 四十九年度の予算説明にあると
おりに、沿岸漁場整備開発事業については、全国
の四十都道府県に大本委託して、沿岸漁場整備開
発事業を行なっておる。

査を六千六百五十二万ですかでやつておる。さらには、また、育成水面制度については、全国の十地域を指定しまして、千三百六十八万円の予算で調査することとしておるようです。五十年度から五

十四年度までの五年計画で事業を実施することとしておるわけであるが、本計画による事業量等が沿岸漁業者の期待にこたえる長期的なものでなければならぬことは、これは言うまでもないわけなんですけれども。ところが、四十九年度の調

ないと思うんだけれども、この点をどういうふうに考えておるのか。

○政府委員(内村良英君) 計画の対象となります
沿岸漁場の整備開発事業の具体的な内容につきま

盤整備及び漁業保全の事業を総合的かつ計画的に行なおうとするものでございまして、現在私ども

が力を入れてやつております第二次構造改善事業よりも、さらに国が表に出でやろうということを考えておるわけでござります。

そこで、第二次構造改善事業の今日までの運用状況を見ますと、ただいま先生から御指摘がござ
りますと、つづらに同じく取り扱

しきしたよ。たしかに近江共用旅館といふものが大体、いわゆるわれわれは上物と言つておりますけれども、上物が七割くらいになつて

おるわけでござります。そこで漁場整備のほうは三割ぐらいになつておりますので、いままでのところ、漁場整備について別に力が入れられていないな

かったわけではございませんけれども、構造改善事業は上物整備のほうにかなり力が入れられていました。そこには、今まで二つ

沿岸漁場整備開発計画によりましては、漁場の整備ということをやろうとしておりますので、むし

る構造改善事業と十分調整しながらやはり進めなきやならぬと。しかしかなり規模の大きいものも先ほど御答弁申し上げましたように考えておりま

すし、構造改善事業をむしろブッシュするような役割りを果たすことになるのではないかというふうに考えておるつもりでございます。

○初村瀧一郎君 次に、漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の改正についてお尋ねをし

たいと思います。
漁業近代化資金制度は、漁協系系統資金を活用して漁業者、水産加工業者の資金・設備の高度化及び

その経営の近代化を促進するために昭和四十四年に創設されたものであります。当初百億円であつた融資ワクも、四十九年度——ことこは七百億と

いうふうに増額して順調な歩みを続けておるのであります。この間、関係漁業者から改善を要望し

たり、あるいはまたその中で、特に、貸し付け額度額の引き上げ等は、いずれも今回の改正案に取り入れられておつて、改正案の内容そのものは、

けつこうであると一応解釈するのであります。が、最近起つておる金融情勢から末端金利を年六分

11

度予算におきまして、赤潮特約関係を除き改正事項の施行を十月とした場合に、共済金額は四十八年度対比で二三%増と見ております。したがいまして、四十九年度はこの改正が実施される初年度でございますから、共済金額において二三%増程度というふうに思つておりますが、なお、この制度の改正の趣旨等を十分周知徹底されるような措置をとりまして、今後においても漁業共済の加入の増加については一その努力を払わなければならぬというふうに思つておるわけでござります。

○神沢淨君 私は海なし県の生まれで海なし県の育ちですから、事、漁業ということになるとまるつきりの門外漢なんですが、したがつて、きわめて初步的、基礎的なことからお尋ねをしてまいりたいと、こう思うのです。

私どもも国民といふ立場からいたしましても、このいわゆる第三次海洋法会議といふのは、これは非常に大きな関心を抱くわけであります。何か、私どもが、漁業の関係の問題などの書かれておるようなものを見ておりましても、かりに、途上国と称せられるような國々の主張のよう、領海が延びて、それから經濟水域を含めて二百海里というような主張がもし実現をするといふことになりますと、これは、いまいわゆる一千万トンと言われる水揚げ高の半分ぐらいいは減つてしまふんじやないかといふようなことを、五百万吨くらいは漁獲不能になつてしまふんじやないかといふようなことなども書かれておるものなどを目にいたします。そうなりますと、先ほど来お話をありましたように、確かに国民食糧のたん白資源といふうな見地からいたしますと、一方、畜産などもこれは飼料などの関係で、たいへん不安定な状況にありますし、加えて漁業の面でもつてもし言われるような状態が現出してくるなどということになりますと、これはただ單に漁業だけの問題じゃなしに、日本の国家的重大的な問題として私ども非常な不安を感じざるを得ないんです。

そこで、先ほどの御質問に対する政府の御答弁がありましたが、それは日本としては、領海の拡幅というようなことは、あくまでも反対でござりますから、これはなかなか日本でばかりそうきめ込んでおりましても、なかなか日本ではかりにできただとすれば、日本の漁業は、アフリカの沖だとか、中南米の沖からシャットアウトされると、多いように感ぜられるわけでござります。

そこで、統計で調べてみると、わが國が、去年、外國の二百海里でとつておる漁獲量は次のようになります。それからオホーツク海の北部が三十五万一千トン、オホーツク海の南部、ここには樺太それから例の歯舞、色丹、千島列島が入るわけでござりますが、ここで八十八万八千トン、それから日本海のソ連の一百海里、あるいは韓国の二百海里になりますところで約三十万トン、それから中國と非常に關係がござります東シナ海、黄海で五十三万六千トン、で、いわゆる開発途上国の水域でとつておるものは六十一万八千トンでござります。したがいまして、かりに二百海里的經濟水域といふものが認められたといふことに、一般的の情勢から、これがそのままにほつておけば、相当不利な情勢に移つていくのじやないかということは考へられるわけであります。そこで、当局といたしましては、これらの沿岸漁業を回復といいますか、現状を維持することいろいろ

そこで、先ほどの御質問に対する政府の御答弁がありましたが、それは日本としては、領海の拡幅というようなことは、あくまでも反対でござりますから、第三次国連海洋法会議の見通しはどうか、という御質問があつたわけでござります。これは確かに御指摘のように、わが國漁業にとって非常に大きな影響を与える問題でござります。そこで、三次海洋法会議においては、ことしの六月からビ宣言ですか、途上国七十七カ国の大議などに対して、國際的な動きとしてはかなり支持的な方向が強まるではないか、どうもカラカスにおける第三次海洋法会議においては、日本は、かなり苦しむ立場に立たされるんじゃないか、というようなことが、一実はけさ、そういうテレビ放送などがありまして、私も聞いたなんです。

そこで、お尋ねをしたいのは、いま大体見通しでどんなような情勢になつておるのか、日本としてはどういうふうな手を打つておるのか、われわれは国民としてある程度政府の対策といふものに安心して見ておつていいかといふ、こういふふうな点についてまず伺つておきたいと思うのでござります。

○政府委員(山本茂一郎君) ただいまお聞きいたしました全般の御所見といふものは、私らもそぞういうふうに感じておるわけでござります。ことに、日本の現状におきましては、遠い距離の遠洋漁業については、先ほど、ほかのほうで申しましましたが、これはまあ断定はできませんけれども、なかなかまとまるのはむづかしいと思っております。しかし、いずれにいたしましても、現在開発途上国さらに一部の先進国、すなわちカナダとか、豪州とか、ニュージーランドといふような国が、二百海里經濟水域をつくれ——領海は大体十二海里というのが多いようですが、いろいろいうつた經濟水域をつくれと、中国も同様の主張をしております。ということと、そういったかな割くらいの程度持つておると思ひますが、いろいろ的一般の情勢から、これがそのままにほつておるの一般の情勢から、これがそのままにほつておるといふことが、そいつた方向に動いていく可能性は非常に強いといふうに私ども見ておるわけでござります。

そこで、一体そななると、わが國の漁業に対する影響はどうなつか、ということが次の問題とし

ろな処置をとつていただきたい、こういうことに今までよりも力を入れていこう、こういうふうに考えておるわけであります。

○政府委員(内村良英君) それに関連いたしまして、第三次国連海洋法会議の見通しはどうか、と云ふ御質問があつたわけでござります。これは確かに御指摘のように、わが國漁業にとって非常に大きな影響を与える問題でござります。そこで、三次海洋法会議においては、ことしの六月からベネズエラの首都のカラカスで会議があるわけでござりますが、いろんな情報を総合しますと、なかなかこの会議ではまとまらないのではないか。ということは、各國の利害が非常にふくそうしてござります。単に漁業だけではなくて、軍事上の問題、あるいは航行権の問題、その他の問題、あるいは大陸だなの資源の問題と、いろいろな問題もからみますので、各國の利害が非常にふくそうしておるということでまとまらないのではないか。通常の国際会議でござりますと、次の会議の場所といふものを想定しておく会議はあんまりございませんけれども、この会議は、来年さらによると、多いように感ぜられるわけでござります。

そこで、統計で調べてみると、わが國が、去年、外國の二百海里でとつておる漁獲量は次のようになります。それからオホーツク海の北部が三十五万一千トン、オホーツク海の南部、ここには樺太それから例の歯舞、色丹、千島列島が入るわけでござりますが、ここで八十八万八千トン、それから日本海のソ連の一百海里、あるいは韓国の二百海里になりますところで約三十万トン、それから中國と非常に關係がござります。したがいまして、私どもいたしましては、これはまあ断定はできませんけれども、なかなかまとまるのはむづかしいと思っております。しかし、いずれにいたしましても、現在開発途上国さらに一部の先進国、すなわちカナダとか、豪州とか、ニュージーランドといふような国が、二百海里經濟水域をつくれ——領海は大体十二海里というのが多いようですが、いろいろいうつた經濟水域をつくれと、中国も同様の主張をしております。ということと、そういったかな割くらいの程度持つておると思ひますが、いろいろ的一般の情勢から、これがそのままにほつておるの一般の情勢から、これがそのままにほつておるといふことが、そいつた方向に動いていく可能性は非常に強いといふうに私ども見ておるわけでござります。

そこで開発途上国に対しましては、水産庁といつたしましてもそないつた國々の漁業といふものに、わが國の漁業もやらしてもらおうというような形で、そないつた國際協力を通じて漁場の確保をはかつていただきたい。ただ問題は、相手はソ連、アメリカ、カナダ、中国と、こういうことになつてくるわけでございまして、これらの國々はいわゆ

る先進国でございまして、いまさら技術援助といふような問題あるいは資金援助というような問題もございません。したがいまして、こういった国々とは資源の維持ということを前提にしながら、いろいろ国際的な二国間あるいは三国間の協定をつくりまして、そういった協定によって、わが国は北洋で大きな実績を持つておりますから、そういった実績を背景に主張をし、同時に、資源保護条約でやっているようなことをさらに拡充いたしました。わが國も協力してやるというところでやらぬと、そういうことは成り立ちませんので、現在日米加漁業条約、あるいは日ソ漁業条約でやっているようなことをさらに拡充いたしました。

○神沢淨君 水域の問題とあわせて私どもが聞いておるところによると、いわゆる瀬河性魚種とい

うんですか、サケやマスの問題があるわけです。

これは、そういう点になると、カナダなどが非常

な大きさの利害上の関係ということになります。結

局、カナダあたりは、自分の川から始まつたもの

は、ある種の支配権というようなものを主張をす

る。これが利害上の関係から、いまのいわゆる途

上國などの水域各国の主張と連合をして——どう

もどちらの面からしても、いわゆる水域の面か

らいいても、瀬河性魚種の問題についても、日本

がどうも不利な立場に追い込まれていくおそれがあ

るんじやないか。したがって、この際、同じよ

うな立場に立つ日本とソ連ですが、もつとこの

漁業に関する限りは、言うなれば連合戦線を張る

ものも目にしたことがあります。

そんなような点を含めて、いまお聞きします

と、すぐ目の前の会議の中では、いろいろ意見も

分かれておるところだから、そうにわかに結論め

いたものが生じはしないだらうけれども、しか

し、将来的には、結論なしのままに推移しようと

いうことも——これは楽観的過ぎるかもしませんが。この点私は、漁業はまさに門外漢です

が、日本の重大な食糧政策というような見地からいたしますと、これは、たゞ單に水産庁といふよ

うなことでなしに、もつとほんとうに日本の死活にかかわる外交として、これはやつていただきな

きやならぬ問題じゃないかというようなことを痛感に感するわけなんです。そういうふうな点で

もって、いまのいわゆる政府の取り組みといいますか、そういうようなことについての決意などを含めてもう一度御所見を聞いておきたい、こう思

います。

○政府委員(内村良英君) ただいま先生から御指摘がございました、いわゆるサケ等の瀬河性魚類の問題、これは私ども非常に心配している問題で

ございます。と申しますのは、先生からも御指摘がございましたように、ソ連は現在のところ、遠

洋漁業国でござります。したがいまして、二百海里の經濟水域にも反対しております。その点につ

きましては、わが國の漁業の立場と非常に似ているわけでござりますけれども、ただ、アジア系の

サケ・マスはソ連の川で生まれて公海に出て、ソ連の川に歸つてまた産卵をしているわけでござ

ります。その点につきましては、いわゆるカナダのウエーリャー川のサケ、あるいはアメリカのアラスカのサケと同じなわけでござります。したがい

だ一片の法律あるいは条約によって排除するというわけにはいかないというところから、それぞれの国際法上の立場を留保しまして、実体的な問題

を解決するために、現在、カニ協定をアメリカともソ連ともやつてあるわけでござります。

同様なことで、今後そういう瀬河性魚類についての新しい条約ができました場合におきましては、わが国といたしましては、大きな漁業実績と

も、わが国といたしましては、大きな漁業実績と同様なことを背景にして交渉しなきゃならない。た

だ、その場合に一番やはり留意しなければならないのは、資源保護を一緒にやるということですか

ない、乱獲をしてはいけない。これは当然のことながら漁業というものは非常にきびしい試練に直面す

ます。その点については、ソ連も米加に同調しているわけでござります。したがいまして、今後

海漁業というものは非常にきびしい試練に直面す

ます。その点につけては、ソ連も米加に同調しているわけでござります。

ただ、その場合におきまして、それじゃ一体どう

いう主張をするのかということでござります

が、私どもいたしましては、やはり過去戦後二

十年、すでに北洋におきましては、大きな漁業実

けではなくして、外務省その他の機関とも十分連絡をとりながらいろいろな外交を開拓したい、また、しなければならないというふうに考えておるわけでございます。

○神沢淨君 海洋法会議の問題にちょっと関連して、そういう実績者を排除するということはない

かなかできないことでござります。と申しますのは、現在、アメリカ、ソ連とカニの協定をやつて

おります。と申しますのは、大陸的な条約という

ものができます。それをアメリカとソ連は批准したわけでござります。メンバーになつておる

ところが、日本はその協定を批准しておりませ

ん。したがいまして日本といたしましては、アメリカのあるいはソ連の大陸的な資源というものを尊重しなきゃならぬということはないわけでござりますけれども、やはり、向こうと協定をしなければ、ソ連及びアメリカが、大陸的な資源だ

といつておるカニをとることができないわけでござります。これは政府間協定をやつておる。それ

じゃ、なぜアメリカなりソ連がそういう政府間協定を受けたかと申しますと、やはりそこには、日本

の漁業の実績があったたとえことで、これをただ

一法律あるいは条約によって排除するとい

うわけにはいかないというところから、それぞれ

の国際法上の立場を留保しまして、実体的な問題

を解決するために、現在、カニ協定をアメリカと

も、ソ連ともやつてあるわけでござります。

本の漁業の実績があつたたとえことで、これをた

だ一片の法律あるいは条約によって排除するとい

うわけにはいかないというところから、それぞれ

の国際法上の立場を留保しまして、実体的な問題

を解決するために、現在、カニ協定をアメリカと

も、ソ連ともやつてあるわけでござります。

ただ、その船団がわが国の沿岸でかなり広範な漁業活動を展開し、それによって、ことしのところは、

わが国のサバの有力な産卵場でござります静岡の

沖合いの銭州にまで入つてきまして、わが国の漁業規則によりますと一本釣りしかできないところ

を、トロールで引き回すというようなこともござ

ります。その結果、沿岸漁民が早く領海十二海里あ

るいはもっと大きな領海を宣言してわれわれの利益を守つてくれという陳情が水産庁その他に出て

おります。これは確かに沿岸漁民の感情というの

はそのとおりだと思います。そこで、私どもとい

たしましては、これをどう解決するかということ

についていろいろ検討したわけでござりますけれども、とりあえず、今日までわが国の沿岸漁民の

受けました損害について、国として、ソ連に対し

て損害賠償の請求をしたわけでござります。と同

時に、これを日ソ漁業条約のワク内で片づけたら

どうかという意見がございました。しかし、日ソ

漁業条約の魚種の中にサバなりその他の沖魚を取

り入れるということはこれはなかなかわが国の漁

業にとても重要な問題でございます。

そこで調べてみますと、そういった沿岸漁民との紛争を避けるために、ソ連はアメリカと米ソ操業協定という協定をつくつております。これは七年でございますから去年できた協定でございます。それからさらに、ソ連は、ヨーロッパにおける大きな漁業国でございますノルウェーと、ソ連ノルウェー漁業操業協定というものを持つております。そこで、私どもいたしましては、まだいまやつております日ソ交渉が済み次第、なるべく早い機会にソ連と話し合いまして、日ソ漁業操業協定というものをつくりまして、沿岸漁民との紛争を避けるようにするというような措置をとりたいということを考えております。ソ連側も内々でございます——まだ正式に返事はございませんけれども、内々やろうじゃないかというような意向を示しておりますので、操業協定によつて、今日わが国の沿岸漁民が、ソ連の操業によつて悩まされている問題を片づけたいというふうに考えております。

○神沢争君 それでは次に移りますけれども、近しきりに産業公害あるいは開発によるところの漁業に及ぼす公害問題、こういうようなものが言われてるわけでありますけれども、これらの影響、これはある程度具体的的、たとえば数字的に把握できたりましたら、その点についてのお答え及びこれに対する今後の対策、国としての考え方をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(内村良英君) 最近、御案内のように、沿岸地帯の埋め立てあるいは都市化の進展、海上交通のふくそく等によりまして漁業は大きな影響を受けております。特に埋め立て面積は、数字で申しますと、戦後七万六千ヘクタール、うち海面が五万五千ヘクタールのほりまして、卵や稚魚の育成場になつております。その消滅は、これは瀬戸内海のケースでございますが、昭和四十六年十二月には、二十六年当時の六五%に達しております。また、突発的な漁業被害、これは油濁だと

でございますけれども、そういうたたいた被害は四十七年度には約百十六億円に達しております。

そこで、それじゃ、どういう対策をとるのかと

いうことでございますが、これらの漁業被害に対処するためには、海洋汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内環境保全臨時措置法あるいは公有水面埋立法等、公害関係のいろいろな法律の厳正な運用によりまして、漁場環境の悪化を防ぐことが重要でございますので、これらの法律の厳正な運営につきまして、関係省庁といろいろ密接な連係

をとっているわけでございます。同時に、水産省といたしましても、汚染状況調査あるいは公害防止資器材の設置、公害防止調査・指導体制の整備、あるいは海底の堆積物の除去等をするための

公害による被害防止をはかり、さらに昨年は非常に騒ぎが起きました水銀等の汚染被害業者に對しましては、特別融資措置をとる。あるいは今日、千葉等で非常に大きな問題になつております原因者不明の油濁による被害漁業者の救済等について、何らかの制度をつくりたいということをい

るる努力しておりますし、それから、今度の漁業災害補償法の改正で赤潮特約等を入れまして赤潮の被害、これは人災的な面もあるわけでございまますけれども、これを漁業災害補償制度の中に取

り入れまして、被害漁民の損失を補償するというような制度をとろうと、いろいろ努力をしておるところでございます。

○神沢淨君 特徴的な国際・内の問題について若干お伺いをしてみたわけですが、そういう点から私どもが判断できることは、日本漁業を取り巻く情勢といふのは、必ずしもこれは楽観的なものじやない、ということになるんではないかと

思ひます。で、私どもの聞き及んでおりますところでは、国民食料としてのたん白資源の供給を

になつてしまつましたのは、大体畜産と漁業であります。しかし、私どもいたしましては、この九百三十万トンが確保できるわけではございませんから、沖合いあるいは遠洋漁業というものを拡充しないかなければならぬ。沖合いになりますと海況の制約だとか、いろんな問題がございますので確なる見通しは立てがたいわけでございますけれども、先ほど申しましたような遠洋漁業の特に国際漁場につきましては、申し上げましたような措置をとりながら漁場を確保していく、何とかこ

うに聞いてきてるわけであります。

練り返すようですが、畜産の前途必ずしもこれでござります。これにつきましては、先ほ

あるわけであります。そうなりますと、われわれとすれば漁業に期待するものは必然的に大きくな

るわけでありまして、心配になります。そこ

で、ひとつ、これから需給等の見通しを含めて

これまでとは違つた、言うなれば今度の三法もその一つの関連にはなるわけでしようけれども、何か青

写真的な構想というようなものをお持ちであるならば、それを聞かせていただきたいと思ひます

し、それから、まとまつたものまでいかなくても、今後こうありたい、進めたいというような御

見解をお持ちでありますたら、それをひとつお聞きしておきたいと、こう思つんですがね、概略でいいですから。

○政府委員(内村良英君) 先生からただいま御指摘がございましたように、わが国の動物性たん白質の供給におきます漁業の役割りといふのは、今後もその役割りの重大さといふのは、大きさと

いうものは変わつていかないのではないかといふふうに見ております。

それで、現在、数字を見てみると、わが国は約七百万トンの魚介類を食用として消費しております。これは四十七年の数字でございます。今後、国民所得が伸びていくといふこともございま

り入れまして、被害漁民の損失を補償するというような制度をとろうと、いろいろ努力をしておるところでございます。

それで、現在、数字を見てみると、わが国は約七百万トンの魚介類を食用として消費しております。これは四十七年の数字でございます。今後、国民所得が伸びていくといふこともございま

り入れまして、被害漁民の損失を補償するといふような制度をとろうと、いろいろ努力をしておるところでございます。

そこで、それではそれをどこでとつていくのか。現在、先生から御指摘がございましたよ

うに、国際漁場といふものはいろいろな制約を受けている一方、沿岸漁業といふものは停滞的ではな

い。漁場はかなり荒廃している、公害問題は深刻になつて、確かに御指摘のとおりでございま

ります。しかし、私どもいたしましては、この九百三十万トンの需要を確保していかなければならぬということになるわけでございま

るのです。で、私どもの聞き及んでおりますところでは、国民食料としてのたん白資源の供給を

どからお話をございましたように、今日、漁場がかなり荒れているというような問題もございますので、その復興をはかるとともに、新しい漁場を造成していかなければならぬというのが、ただいま御提案申し上げております法律の一つのねらいでございます。と同時に、そういった魚の育ちやすい環境をつくつていかなければならぬ。これは漁礁を入れる。私どもの今日までの調査では、漁礁といふものは非常に効果があるといふような資料が出ております。したがいまして、今までよりも大きな漁礁——今までの漁礁は大体天然の天然礁を多少補足するというような形で漁礁を入れておられるわけでございますが、場合によつては大きな漁礁を、五十メートルなり六十メートルの海底につくるというようなことをやらなければならぬ、ということで漁場の整備ということ、さらには浅海増殖等のことでも大いにやるということをやりまして、漁場の整備をやると同時に、最近養殖技術が非常に発達してきておりますので、人工ふ化をいたしましてこれを放流するということ、養殖もやるというようなことで資源をふやしていくということをやらなければならぬ。そういうことで沿岸漁業の生産を上げたい。

これは漁業のことでござりますから、農業よりもなお予測が立てにくいわけでございます。と申しますのは、沿岸の場合には比較的立てやすいわれておられるわけでございますが、しかし、沿岸だけでの九百三十万トンが確保できるわけではございませんから、沖合いあるいは遠洋漁業というものを拡充しないかなければならぬ。沖合いになりますと海況の制約だとか、いろんな問題がございますので確なる見通しは立てがたいわけでございますけれども、先ほど申しましたような遠洋漁業の特に国際漁場につきましては、申し上げましたような措置をとりながら漁場を確保していく、何とかこ

うに聞いてきてるわけであります。

練り返すようですが、畜産の前途必ずしもこれでござります。これにつきましては、先ほ

增殖をはかり、沖合い・遠洋漁業については資源

保護をはかりながら、関係国とも協調をとつて生産をふやしていくことなどをやりたい、これが今後の十年くらいの水産物の供給についてのわれわれが描いている青写真の概要でござります。

○神沢淨君 そこで、そのために沿岸漁場整備開発法と、こういうことになるわけでしようが。

それでは、この法案に入つてちょっとお尋ねをしておきたいんですが、漁業関係の書いたものなどを見ますと、今まで国のやり方というのは、漁業については、どうも体制的に府県まかせで、國自体の主体的な立場というものをとつておるところが乏しい、こういうことが指摘されております。この法案を一べつしてみますと、確かに私など、しろうとの感じとして、そういう点で、國の責任規定というものが、どうも明確さを欠いておるような感じが非常にしてならないわけあります。したがつて、この際國とすれば、國の主体的な責任というものをもつと積極的に、具体的に明確にしていかなければいけないじやないかというようなことを感じてなりません。たとえば、この法案の第五条に、沿岸漁場整備開発計画について「必要な措置」云々と、こ

う条文には出ておりませんね。われわれが読んだのでは、この「必要な措置」ということだけでは、これがはつきりお聞きしたいと、こう思ふんを、これははつきりお聞きしたいと、こう思ふんです。○政府委員(内村良英君) ただいま御指摘がございましたが、この法第五条の規定の趣旨といたしましては、沿岸漁場整備開発計画は、沿岸漁場の整備開発に関する國の方針を、高度に政策的な重要性があるものとして、國民に明らかにするために、國みずからが作成するものであり、他の類似の法律と同様、國は、國自身が作成いたしました計画の達成をはかる行政上の責任があるといふ観点を明確にすべく「その実施につき必要な措置を講じな

ければならない」というふうに明定したものでござります。

そこでこの「実施につき必要な措置」というのは、それじゃ具体的に何だと、こういう御質問だと思いますけれども、沿岸漁場開発計画の実施上においては大きな事業については國というようなものが入つてくるわけでございます。國の場合は別にいたしまして、そういう実施者に対する技術的な助言、指導はもとより、行政上及び財政上必要な措置を含むものであるというふうに私どもは解しております。

したがいまして、これらの点につきましては、今後計画ができまして、それを実際に推進するとときに具体的な問題として出てくる。すなわち、何であるかといふことは、これができましてから実施する場合に、問題になつてくるわけでござります。されども、抽象的に申し上げますと、実施者に

対するいろいろな技術的な助言、指導、さらに行政上の、あるいは財政上必要な措置ということを含んでいるといふふうに解釈しているわけでござります。

○神沢淨君 やはり抽象的な表現以上には出でないよう思うんです。実施計画が組まれなければ、どういうことですから、これはそこにおくことにいたしましても、いまの財政的な措置、結局、端

○政府委員(内村良英君) 漁連がグリーンペー

とも一年間百億くらいの金は国が出していくからいの用意を持たなければ、法律ばかりつくたつても、これは生きはしないじゃないかというような意見があります。私どもしろうとが聞いても全くごもつともだと思うわけでございまして、そう思いますが、それじゃ具体的ではないわけあります。この「実施につき必要な措置」というのはどういうことなの

か。
それからまた、栽培漁業にかかる条項につきましても、これは十六条ですね、「栽培漁業の振興に努めなければならない。」これは「ならない」のは、あたりまえのことですけれども、やっぱり内容的には何か、というようなことが、私ども読んだだけでは、さっぱり見当がつかないです。この辺も、中身は何なのかというような点を伺つておきたいと思うんです。十五条、十六条で

ます。施について、財政上の裏づけにつきまして、最善の努力をしなければならないというふうに考えておるわけでござります。

○神沢淨君 さつき申し上げたくらいの金は出せるんですか。
○政府委員(内村良英君) 漁連がグリーンペー

パーで、そういうことを言つてることは私どももよく承知しております。しかし、今後この事業の実施につきましては、一年間の調査の結果できた

計画でやるわけでございまして、その計画によつて将来の方向がきまつてくるということで、ただいまこの席上あれどら、ということはなかなか申上げにくい問題でござります。

○神沢淨君 この場でもうて即答を求めて、そつといたしまして、栽培漁業の振興をはかるためには、国及び都道府県は、干がたやモ場の造成や保育漁礁の設置等の沿岸漁場整備開発事業及び特定水産動物育成事業の実施と、それから県営栽培センターの設置等、水産動植物の種苗の生産施設の整備運営等、一そら推進しなければならないと

いうようなことを規定したのでござります。

○神沢淨君 次へまいりましよう。

そこで、一事例としてお尋ねをしておいてみた

いと思うんですけれども、漁連などの言つておる

ことを開きますと、日本列島周辺が二万七千キロくらいあると、この際その約五分の一の五千キロ

くらいの大規模な漁礁帶の造成というようなことをお聞きます。

法案の中に、さらにこれは、特定の水産物の育成事業にかかる条項ですが、第十五条で「その

養殖共済で二〇%から三〇%台、漁獲共済、漁貝共済などについては大体一〇%くらいですね、一〇%から一ー%。この趨勢では、どうも年々事業規模が拡大して、漁業の經營安定に寄与してきたと言うには少しく十分ではないような感じがしてならないわけです。また、共済事業そのものの目的が達成されているとは、これは残念ながら言えないのじやないかと思うんですが、

そこで、まずその原因の分析からお聞きをしてまいりたいと思うんですよ。そういうものの中には立つて改正案が出ていたるだろうと、こう思いました。が、しかし、この原因の把握いかんによつては、この改正案でもつて、はたして事足れるかどうかということも問題になる点だらうと思ひますから、まず第一点として、その原因の分析からお尋ねをいたします。

○政府委員(内村良英君) 先生からただいま御指摘がございましたように、今日までの漁業災害補償制度は、どうも加入が低いじやないか、そこでの災害に対して十分な漁業者を保護してないという御質問だと想います。その原因は何であるかということでおざいますが、これは今度の改正で、実はなるべくそいつた点を是正するため、過去二、三年關係者が集まりまして、一生懸命研究したものでございますが、その改正点を申し上げれば、大体これまでの欠陥が出てくるのではないのか、こういうふうに思うわけでございます。

改正点の第一点としましては、まず漁獲共済でございますが、てん補内容の改善をはかつておりました。従来の共済限度額の算定方式でござりますと、最近の漁価の上昇傾向や、漁業經營の実態に十分即応してないというような不満がございましたので、今度の改正で、その点を改正しているわけでございますけれども、従来の不満をいたしまして、てん補内容が十分でないということがあつたわけでございます。

それから、第二の問題といたしまして、加入しないと思いましてもなかなか加入できないと。すなわち自分一人では加入できないというようなも

のが第一号漁業、第二号漁業等にあるわけでござります。そういう点につきましては、今度義務加入制をとりまして、入りやすくしているわけでございますが、そういった問題がございます。それから、養殖共済につきましては、小損害がてん補されないというような不満がございました。その点につきましては、今般改正をしておるわけでございます。

それから人災か自然災害が非常に問題がある。最近、養殖に非常に損害を与えております赤潮が免責になつて、なかなかこれが対象にならないといふようなことも不満の原因かと思います。そういう点についても、今般は改正をしたわけでございます。

それから共済契約の締結の制限の緩和、すなわちカキ、真珠、真珠母貝及び帆立貝養殖業の契約締結にあたつては、現在加入区というものが、これは漁業権漁場でございますが、内で、共済の対象となる養殖水産動植物及び養殖施設のすべてを契約する場合に限り、契約が締結できるというこ變成つていていたわけでございまして、だんだん養殖技術が発達いたしますと、もう施設のほうはいいから養殖対象のものだけやりたいということになつても、なかなかできなかつた。そういう点も加入が少なかつた原因でございますが、そういう点も今度改めております。

それから、ノリ等につきましては物的保険になつております。これが値段の問題その他が入つておらず、漁獲共済の場合には一応収穫保険になつてゐるわけでござりますけれども、ノリは物的保険だということで、漁獲共済と同じようなことにならぬかというようなことは、かねていろいろ言つておいたわけですが、それに出ていた点について大体の手当ではしてゐるつもりでも今度、これは実験という形でございますけれども、取り入れてやつてみるとどうなことです、従来漁業者の方々からいろいろな不満がしておるところです。さらに国庫負担も若干ふやしているというようなこともございまして、これによつて加入の促

進を大いにはかれるのじやないかというふうに見えておるわけでございます。ただ、それで完べきかと言われますと、なお今後においてもいろいろ努力をしなければならない点はございますけれども、とりあえずの改正として、これは非常に加入促進には大いに役立つ改正ではないかというふうに考えております。

○神沢淨君 いまの御説明は一応わかるのですがね。農業灾害などにおいても同じような状況があると思いますけれども、とにかく共済制度というのが非常に難解過ぎて、そのんと補率やら修正やら限度額率とか、掛け金率とか、これは専門家でなければちよと無理で——大体漁家の側からすると、自分が受け取るその共済金がどういうよう計算をされて、そうして受け取る金額になるのかすらも、なかなかこれは、よほど漁連などのデスクの専門の人ならこれは別ですけれども、漁民という立場からしますと、おそらくわからぬのじやないかと、こう思うのですけれども。

それからもう一つは、そういう難解なことに加えて、やはり共済金それ自体が、ほんとうに災害を受けたときの補償に、いまの経済情勢の中にあって、実際、災害の際の補償に足り得るようなものになつておるのかどうなのか。端的な言い方をしますと、掛け金をかけておりましても、災害を受けたときに、これっぽっちのものではあります役にも立たないというようなことであるとすれば、これは制度なんかばかり、幾ら仕組みをりっぱに変えていてもなかなか——これは漁民の側からいたしますと、ほんとうに率直な利害上の感覚からいって、受け入れられないようなものがあるとすれば、それは法律ばかり幾ら変えたってもなかなか、加入率をふやすなどということには、なつていかないんじやないかと、こう私は思うんです。

そこで一例として、年間水揚げ高、百万円の漁家が、百万円の契約をしたとしますね、そして事故によつて、収穫が半分になつちゃつた——五万になつちゃつた。こういうような場合に、いわ

ゆる限度額の問題とか、てん補率の問題とか、そ
の制度上さきめられておるようなものについて、大
体一般例として計算をしてみますと、受け取り共
済金というのは、どのくらいになるのかといふこ
とを、私も知りたいと思うんですがね。これは、
ちょっとすぐには無理ですか。

○政府委員(内村良英君) これは第一号漁業及び
第二号漁業、第三号漁業によつていろいろ違うと
思いますし、個別のケースについてはいろいろ數
字が違うと思います。したがいまして、正確に
は、計算してみなきやわかりませんので、なるべ
く早く例を設定いたしまして、資料として提出い
たしたいと思います。

ただ、私どもが、ちょっと頭で考えたところで
は、大体共済金は三十万ぐらいじゃないか。それ
によつて經營費は——大体經營費を補償するたて
まえになつておりますから、經營費は大体カバー
されるのではないかというふうに思つております。

○神沢淨君 私の率直な感じとすれば、なかなか
か、加入推進がはかられないという一番大きな因
子になつておるのは、やはり漁家の側が、それこ
そほんとうに率直な感覚として、掛け金をかけ
て、共済に加入をしていても、災害があつたとき、
あまり役に立たない。こういうような感じと
いうものが、いままで強かつたんじゃないかと
いうような気がするわけなんです。それですと、
これはなかなか容易じゃないわけなんで、今度の
この改正によつて、それがどういうふうに改善さ
れるか。これは資料を、現行とそれから改正後の
ものと比較対照できるようなものをひとつ出して
いただきたいと、こう思うんです。これは、もし
私がいま指摘をしておるような実情があるとされ
ば、さらにこれは考えていいただく点ではな
いかというふうに思います。

そこで、私は、この改正案を見見てみまして、私
なりの判断としてひとつこういう点を感じるんで
す。漁業といいましても、今度は何か選択制など
をとつてあるようですが、遠洋等のいわば

大きな企業的漁業と、それから沿海漁業のいわば零細な漁民的な漁業と、これは全く構造上は異質なものが一緒になってしまつておる。ですから、どちらも包括してやろうということになると、最も公約的な制度にならざるを得ないのであって、どちらに向いても、中途はんぱというか、不徹底なものになつてしまふんじやないか。これは私の私見として申し上げるんですが、やはり企業的な大きな規模の漁業については、それはもう保険のたてまえでもつて成り立つだらうと思います。しかし、現状の日本の経済的な情勢などの上からましまして、同時に、この日本漁業の今まで論議をされてまつておりますよ、将来に向けての漁業防衛的というような点から考えてみると、やっぱり中小かつ零細な規模の漁民的漁業に対しましては、もつとずっと徹底した補償遇するという措置をとつておるわけございます。そこで大きいものについて一例を申しますと、たとえば五十トンから百トンの漁船漁業につきましては、全口加入の場合であつて国庫補助率が三〇%、半数以下加入の場合には一五%というようなことで、零細なものを優遇しているということはござります。しかしながら、漁業經營是非常にいろいろむずかしい問題に直面していくと思ひますので、私どももいたしましては、零細なもののうちでやり切れぬのじやないかなどいう感想がいたします。その点についてはどうでしょ

うかね。

○政府委員(内村良英君) ただいまの先生の御指摘の点でございますが、私どももいたしましても、この漁業災害補償制度というものは、やはり零細漁民の災害対策というものは、やはり零細漁業の災害対策といふことではなかなか強制加入というのもとではなかなか強制加入といふのはやはり零細漁業の災害対策といふことではなかなか強制加入といふことはございません。しかし今後、漁業經營は非常にいろいろむずかしい問題に直面していくと思ひますので、私どももいたしましては、零細なもののうちでやり切れぬのじやないかなどいう感想がいたします。その点についてはどうでしょうかね。

○神沢淨君 私は、いたしました資料を拝見しながらざるを得ない。こういうような点が私としては感じたところなんですが、こういう点についての見解はどうでしようかね。ちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

〔理事高橋雄之助君退席 委員長着席〕

○政府委員(内村良英君) 確かに、先生から御指摘がございましたように、わが国の漁業といふものは、農業と違いまして非常に景況のバラエティが大きいわけでござります。すなわち、農業には、ないような大資本漁業といふものもござります。そこで、こういった漁業災害補償制度といふのは、國の補償制度は、より零細なものを中心にして、もっと補償的な性格を強めていくべきであります。そこで、こういった漁業災害補償制度といふのは、そこへびつたりと焦点を当てて、大きな企業的漁業などはもう除いたつても私は、いいんじやないかと。そういうような制度に整とんをしてこそ、この制度といふものはほんとうに生きてくるのじやないか。いまのところじやあどうもやつぱりそこまで踏み切りもむずかしいし、義務として完備していくのであれば、当然加入にこれは踏み切つて、それを裏づけるところの一つの補償措置というものをやつぱり同じ漁業といふからには、企業的なものをじやないかといふ感じを受けたわけなんです。いつのことのほうか、これは根本的に必要なことは、國の補償制度は、より零細なものを中心にして、もっと補償的な性格を強めていくべきであります。そこで、ある程度、一方の企業的漁業をしょつておるのも、その経営的な基盤が脆弱であるということ

もございまして、今度の改正におきましても、第一号漁業にあつては国庫補助率を六〇%から六五%に、それから国庫補助限度率も六〇から六五に引き上げております。また、第二号漁業、これは五十トン未満の漁船漁業でございますが、につきましても国庫補助率を五五%から六〇%に、国庫補助限度率を六〇%から六五%に引き上げるような措置をとりまして、小さいほうの国庫負担を優遇するという措置をとつておるわけございます。そこで大きなものについても、たとえば五十トンから百トンの漁船漁業につきましては、全口加入の場合であつて国庫補助率が三〇%、半数以下加入の場合には一五%というようなことで、零細なものを優遇しているということはござります。そこで大きいものについて一例を申しますと、たとえば五十トンから百トンの漁船漁業につきましては、全口加入の場合であつて国庫補助率が三〇%、半数以下加入の場合には一五%というようなことで、零細なものを優遇しているということはござります。そこで大きいものについて一例を申しますと、ますます保険のブールが大きいといふような手段だけでやり切れぬのじやないかなどいう感想がいたします。その点についてはどうでしょうかね。

○政府委員(内村良英君) ただいまの先生の御指摘の点でございますが、私どももいたしましても、この漁業災害補償制度といふものは、やはり零細漁民の災害対策といふことはございません。しかし今後、漁業經營は非常にいろいろむずかしい問題に直面していくと思ひますので、私どももいたしましては、零細なもののうちでやり切れぬのじやないかなどいう感想がいたします。その点についてはどうでしょうかね。

○神沢淨君 私は、いたしました資料を拝見しまして、そして感じた点は、端的な言い方をするといふておりますけれども、逐次その方向に向かっているわけでござります。

○神沢淨君 私は、いたしました資料を拝見しまして、そして感じた点は、端的な言い方をするといふておりますけれども、逐次その方向に向かっているわけでござります。

○神沢淨君 私は、むしろ希望的な見解として申しあげておきたいと思うのですが、今度義務加入をしておりません。したがいまして、あくまで零細漁業を中心とした大企業的漁業は、こんな制度はあんまり当てにしていない、むしろ問題にしていない。また、それで実際いいわけですよ。むしろこの制度が救濟をしていかなきゃならないのは、零細ないわゆる漁民的漁業でなきゃならぬわけですから。そうであるとするならば、むしろこの共済制度といふことはございません。そこで、第三号漁業に百トン以上の漁船が入つておるわけでございますが、こいつたものに對しましては国庫補助もしておりますのでござります。そこで、第三号漁業に百トン以上の漁船が入つておるわけでございますが、こいつたものに對しましては国庫補助もしておりますのでござります。そこで、第三号漁業に百トン以上の漁船が入つておるわけでござります。

○神沢淨君 私は、むしろ希望的な見解として申しあげておきたいと思うのですが、今度義務加入をしておりません。したがいまして、あくまで零細漁業を中心とした大企業的漁業は、こんな制度はあんまり当てにしていない、むしろ問題にしていない。また、それで実際いいわけですよ。むしろこの制度が救濟をしていかなきゃならないのは、零細ないわゆる漁民的漁業でなきゃならぬわけですから。そうであるとするならば、むしろこの共済制度といふことはございません。そこで、第三号漁業に百トン以上の漁船が入つておるわけでござります。

そこで、義務加入——罰則もない、手ぬるいじゃないかといふ御批判があるかもしれませんけれども、わが国の法制の現在の体系で見れば、義務加入ぐらいのところが一ぱいだろう。要するに、そういうものの運用によって、先生方から御指摘がございましたように、もつとブールを大きくしていくということは、これはもう絶対必要でござりますので、今度の制度改正を大いに周知徹底せまして——確かに先生から御指摘がござりますように、制度がいまだに非常にむずかしいといふ面はござります。ござりますが、なるべくわかりやすいようなんパンフレット等をつくりまして、制度の周知徹底をはかつてブールを大きくしていく。同時に、義務加入の普及促進をやつてもらいたいといふように考えておるわけでござります。

○神沢淨君 そこで、いま食管制度の話が出ました。私は、この漁業災害補償法といふのを見まして、保険のブールと申しますか、加入者がたくさんあつたほうが制度としては充実するわけでございます。したがいまして、しかもこういった辺はひとつ検討課題として御研究をいたぐることが必要じゃないか、こういうふうに思つております。しかし、それだけでは——本来、大企業的なものと漁民的なものは、これはもう構造上異質のものですから、ただ、てん補方式の選択といふふうな手段だけでやり切れぬのじやないかなどいう感想がいたします。その点についてはどうでしょうかね。

そこで、当然加入と申しますか、強制加入と申しますか、こういった制度については強制加入をとつたらどうかということを考えないわけではございません。しかし、農業災害補償制度の場合につきまして、米については強制加入になつておりますが、これはやはり食管制度という特に戦争中のああいう管理制度、それの裏づけとしてできておりおるというようなこともございまして、新憲法のもとではなかなか強制加入といふのはやはり零細漁業の災害対策といふことを主眼に考えておるのでござります。そこで、第三号漁業に百トン以上の漁船が入つておるわけでござります。

そこで、義務加入——罰則もない、手ぬるいじゃないかといふ御批判があるかもしれませんけれども、わが国の法制の現在の体系で見れば、義務加入ぐらいのところが一ぱいだろう。要するに、そういうものの運用によって、先生方から御指摘がございましたように、もつとブールを大きくしていくということは、これはもう絶対必要でござりますので、今度の制度改正を大いに周知徹底せまして——確かに先生から御指摘がござりますように、制度がいまだに非常にむずかしいといふ面はござります。ござりますが、なるべくわかりやすいようなんパンフレット等をつくりまして、制度の周知徹底をはかつてブールを大きくしていく。同時に、義務加入の普及促進をやつてもらいたいといふように考えておるわけでござります。

○神沢淨君 そこで、いま食管制度の話が出ました。私は、この漁業災害補償法といふのを見まして、保険のブールと申しますか、加入者がたくさんあつたほうが制度としては充実するわけでござります。したがいまして、しかもこういった辺はひとつ検討課題として御研究をいたぐることが必要じゃないか、こういうふうに思つております。しかし、それだけでは——本来、大企業的なものと漁民的なものは、これはもう構造上異質のものですから、ただ、てん補方式の選択といふふうな手段だけでやり切れぬのじやないかなどいう感想がいたします。その点についてはどうでしょ

うことはないようですが、これだと、自然災害といふことでなしに、いわゆる経済変動によるところの魚価の変動に及んでまで、まあ一面的には救済がしていいけるような制度になっている。言い方を變えると、その魚価の安定制度というものについての一翼も、この補償制度がなつておるというふうな性格に見えるんですが、その点はどうなんでしょうかね。

○政府委員(内村良英君) その魚価の補償になつてあるかどうかといふ点は、これは大いに議論のあるところだと思いますけれども、物的な損害だけ見ている、いままでの農業共済とかあるいは漁業共済はそうだったんです。が、漁獲共済の場合には、ある程度所得の補償ということは使つていいかどうかわかりませんけれども、そういった面がないわけではない。しかし、魚価安定という問題は、やっぱり別な問題として考えなければならぬ問題ではないかと思つております。

○神沢淨君 そこで、私も、魚価安定というものは当然これは別の問題でなければならないところ思うのですが、この際お尋ねするんですけれども、魚価安定の問題についていま制度上どうなつてあるんでしょうか。

○政府委員(内村良英君) 先生御案内のように、農産物、畜産物につきましては、ただいまお話をございました食管制度をはじめかなり手厚い價格政策があるわけであります。そこで、水産物についても同様なことをやるべきである。農業であれだけの金を、價格支持に使っておるならば、水産物の魚価安定にも、それだけの金を使って、價格安定をはからなければ、今後の水産物の安定供給を確保し得ないんだという議論がござります。この点につきましては、過去十数年間非常に研究された事項でござりますけれども、御案内のようによつて、水産物の場合は、非常にこれはむずかしいわけでございます。と申しますのは、魚の種類がものすごくある。それから同じ三キロなら三キロのマグロをとつてみましても、その鮮度その他によつて非常に価値が違うというような問題もござ

いまして、農業で適用されているような、いわゆる價格支持政策あるいは價格安定政策というものの魚価の安定制度といふものについては、やつぱりむづかしいでしようけれども、一面的には、魚価の安定制度といふものを作つておるときは、それほどの問題にはならないのではないかとりにくいう現状でございます。

そこで、私どもが考えておりますのは、最近、冷蔵冷凍技術の非常な発達によりまして——いままで出荷調整すらできなかつたわけでございまして、したがつて、市場にたくさん一時に水揚げされで値段が下がる、あるいは非常にとれなくてそのため値段は一方的に上がつたというものが魚価の歴史でござりますけれども、ものによりましては、最近、非常に冷蔵技術の発達によりまして、非常にとれたときには、水揚げが多いときには、ある程度しまつておくというようなこともできるようになつてきたわけでございます。そういうふうになつてきましたけれども、やつぱり中途はんばなものにならざるを以て、さらに系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直接受けども、もつとそいつた面の施設を拡充し、さら系に系統——漁連でござりますけれども、漁連の販売事業等にも援助をいたしまして、出荷調整ということをやつしていく。それ以外には、直受け

ら、この制度をほんとうに生かしていくこうといふについては、やつぱりむづかしいでしようけれども、一面的には、魚価の安定制度といふものを確立すると同時に、補償制度は、あくまでも、漁獲それ自体の保険補償を考えいくというような、そういう制度上の整頓が行なわれていて、そこでは、私は非常に疑問に感じます。たとえば四十八年と四十九年では、これまでの冷蔵冷凍技術の非常な発達によりまして、将来的にとれたときには、やはり出荷調整、特に生産者サイドによる出荷調整ということをやっていかなければなりませんと、実際、漁業を守つていこうといふことは、やつぱり中途はんばなものにならざるを得ないんじゃないのかというようなことを実は感じたものですから、そういう点を自分の見解として申しますけれども、将来のひどつ御検討あってしかるべき点ではないかと思います。それから、例の赤潮特約、これはかなりの前進だと思うんです。ただ、ここで私などが感ずる点は、この制度上はこれでいいんですけど、これは、おそらく産業公害みたいなものが主因だらうと思ふんです。そうすると、そちらのほうの、いわゆる原因者責任というこれは、この制度の中の問題じゃないとしても、大きく関連をすることですかね、どういうふうな点はどういうふうな考え方でございます。そうすると、そちらのほうの、いわゆる原因者責任といふことでは、この制度の中の問題ではないかといふことではありますけれども、どういうふうになつておるのか、その点ちょっとお尋ねしたいと思います。

○政府委員(内村良英君) 先生御案内のように、わが国の公害対策としての補償の問題は原因者負担、PPPの原則と言つておるが、確かに、原因者負担で対処するというのだが、基本的な方式でござります。そこで、赤潮の場合におきましては、自然災害的な面と人災的な面と二つ混在しているというふうなこともございまして、やや特殊的な面があるわけでござりますけれども、人災、たとえば工場汚水によって起きた赤潮であるということははつきり立証でき、向こうも、加害者もそれを認めているというようなものにつきましては、あくまで加害者に支払わせるということではやらなければならぬ。したがいまして、なるほど何か魚価の値下がりまでも一部救済できるような制度になつておりますけれども、まあ先ほどお答えの中にもありましたように、たとえば、これは推定としても五十万の被害に対して補償三十万というようなことであるとすれば、それではたして魚価が再生産のために十分にまかなつていいけるかどうかという点については、はなはだ疑問なものが残されると思うんです。ですか

○神沢淨君 時間もありませんから、もう二点ばかりお尋ねして終わりますが、基準魚価の算定の問題ですね。これは経済的にある程度動向が安定しているところでありますけれども、狂乱物価といわれているような状況の中におきましては、これは前三ヵ年の加重平均をとる。こういましても、それは必ずしも、それで、当面のはたして基準として妥当性を持つかどうか、ぼくは非常に疑問に感じたわけです。たとえば四十八年と四十九年では、これはもうべらぼうな相違があるわけですね。そうすると、六、七、八の平均をとつても、それが四十九年に對しては、はたして妥当性を持つのかどうなのか。こういうような点を、たいへん私には疑問に思いましたが、そういう点についてはどうでしょうか。かどうなのかな。こういうような点を、たいへん私には疑問に思いましたが、そういう点についてはどうでしょうか。

○政府委員(内村良英君) 今般の改正におきまして、先生御案内のように、過去三年の単純平均の漁獲金額に金額修正係数を乗ずることにしたわけですが、四十九年に對しては、はたして妥当性を持つのかどうなのかな。こういうような点を、たいへん私には疑問に思いましたが、そういう点についてはどうでしょうか。

○政府委員(内村良英君) 今般の改正におきまして、先生御案内のように、過去三年の単純平均の漁獲金額に金額修正係数を乗ずることにしたわけですが、四十九年に對しては、はたして妥当性を持つのかどうなのかな。こういうような点を、たいへん私には疑問に思いましたが、そういう点についてはどうでしょうか。

○政府委員(内村良英君) なあ、基準漁獲金額の決定にあたりましては、各漁業共済組合で地域の漁業実態等に即応するようその額を勘案して定めることができるというところになつておりますので、これで全部異常事態が教わられるとは私も思いませんけれども、通常の場合は、これによつて対処できるのではないかというふうに考えております。

○神沢淨君 そこで、いわゆる修正係数、その修正係数の定め方が問題になつてくるだらうと思うのですけれども、これは何かやつぱり算定といふか、定め方の基準というようなものをお持ちなんですか。

○政府委員(内村良英君) やや技術的なことでござりますので、課長に答弁させてよろしくござりますか。

○説明員(山内静夫君) 金額修正係数の算出の方法でございますが、これから適用します金額修正係数でございますが、昭和三十九年から四十五年度におきまして契約者の実績、こういうものから、過去におきましてその人たちの平均漁獲金額がどうであったかと、こういうことから、その年度の漁獲金額と対比いたしまして、それをずっと積み上げまして、その平均をもしまして金額修正係数をつくっていこう、こういう状況でございま

す。ただこの場合に、過去の契約件数が比較的多い件数の場合はよろしくございますが、小さい場合には、非常な数字のズレがあった場合には、大体一・二ぐらいにおさめるようなかつこうで大体定めたいと、こう思っております。

○神沢淳君 そういう技術的な問題につきましては、私などにも、なかなかわかりにくいんですけども、ただ、私どもが非常に疑問に思うのは、さつきも申し上げるよう、狂乱的異常動向といふうなときには、実際には、過去三ヵ年の平均値というのに、いま御説明があつたような、いわば理論上の係数値を出してみても、これは実際には当てはまらぬような気がする。異常な、狂乱と言われるような場合は、これはやっぱり別に考えなければ、やっぱり妥当性を失いてしまうんじやないか、というような点が一つ非常に不安に思われますので、これはひとつ御検討をいただきたい点であります。別にまことにどうこう求めようということではありませんから。

それから最後に、こういうことについて、私が感じますに、それほどの加入状況になつてゐるわけでもないようですし、いただきました資料からいたしますと、ずっと漁獲共済などを除く加入率の高い養殖共済などについては、ほとんど赤字が続いているようですね、その共済団体の側からすると。しかも国の保険にも何率といふのですか、要するに、限度があるわけでしようから、そ

ういたしますと、今までのところ、この事業をやつている組合ですね、あるいは組合連合会等はかなり赤字団体化しておるのではないかという点が予想されるのですが、そういう点はいかがでしょう。同時に、そうであるとするならば、それに対しても、そうであるとするならば、それが予想されるのですが、そういう点はいかがで

しょう。と同時に、そうであるとするならば、それからその対策を講じていつてやろうとするのか。この点を伺つて終わりたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) 漁業共済組合の事業の収支状態がどうであるか、それからその対策がどうかというような御質問かと思います。

○神沢淳君 はい。

○政府委員(内村良英君) これはやや数字にわたる問題でございますが、漁業共済組合の収支状況は不安定でございます。全国三十九組合がございまます、昭和四十五年度——ちょっと数字が古くなりますが、四十五年度においては三十組合、十六年度においては二十一組合、四十七年度においては二十七組合が黒字を計上しております。その他が赤字ということで、黒字のほうが多いわけでございます。

なお、累積の収支は、四十五年度末十六組合が

四十六年度末十九組合、四十七年度末十八組合が

黒字を計上しておりますが、その他赤字になつて

いるということで、累積で見ますと、黒字のほう

が少ないと、こういうことになつております。

○委員長(初村瀧一郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十三三分散会

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(第一九六三号)(第二九六四号)(第二九六五号)(第三〇〇二号)(第三〇八二号)(第三一〇三号)(第三一〇四号)(第三一六〇号)(第三一六一号)(第三三三九号)

一、畜産危機打開に関する請願(第二九七一号)(第二九八六号)(第三〇〇〇号)(第三〇〇六号)(第三〇〇七号)(第三〇〇八五号)(第三〇六〇号)(第三一〇五号)(第三一二七号)(第三八六号)(第三一〇五号)(第三一二七号)(第三八六号)(第三一〇五号)(第三一二七号)(第三八六号)

府、地方公共団体及び共済団体が、二億円を漁業共済組合に対して増資をしたわけございます。基本的には、先ほどから申しましたけれども、この漁業共済組合の収支といふ点から考えまして、やはりブルを大きくすると申しますか、加入率を高めていかなければならぬ。こういうことが予想されるのですが、その意味で今度の制度改正というものは、相当貢献するところがあるのではないかというふうに、私どもは強く期待しております。

○神沢淳君 終わります。

○委員長(初村瀧一郎君) 三案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(初村瀧一郎君) この際、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

三案審査のため、参考人の出席を求めるごとに委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(初村瀧一郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

一、畜産危機打開のための施策に関する請願(第二九七二号)(第三〇〇五号)(第三〇九八号)(第三一〇六号)(第三一六三号)(第三二三八号)

一、昭和四十九年度加工原料乳保証価格等の引上げ等に関する請願(第二九七三号)(第二九八七号)(第三一〇八四号)(第三一九九号)

一、畜産危機の打開に関する請願(第二九九八号)

一、畜産危機打開のための緊急対策に関する請願(第三一一三号)

一、牛枝肉安定基準価格の大額引上げ等に関する請願(第三一八二号)

一、畜産物価格の安定に関する請願(第三〇〇八号)(第三一八三号)(第三二五一号)

一、昭和四十九年度生産者米価の引上げに関する請願(第三〇〇四号)(第三一〇二号)

一、農林漁業用資材の緊急確保に関する請願(第三一一一二号)

一、農業生産者米価の引上げに関する請願(第三一一大二号)

一、畜産危機打開のための緊急対策に関する請願(第三一一大二号)

一、畜産危機打開のための緊急対策に関する請願(第三一一大二号)

一、牛枝肉安定基準価格の大額引上げ等に関する請願(第三一八二号)

一、畜産物価格の安定に関する請願(第三〇〇八号)(第三一八三号)(第三二五一号)

一、昭和四十九年度生産者米価の引上げに関する請願(第三〇〇四号)(第三一〇二号)

一、農林漁業用資材の緊急確保に関する請願(第三一一一二号)

一、農業生産者米価の引上げに関する請願(第三一一大二号)

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二九六五号 昭和四十九年三月二十九日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（十通）

請願者 秋田県南秋田郡井川村北川尻字中村四七 伊藤貞一郎外百四十二名
紹介議員 山崎 五郎君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第三〇〇二号 昭和四十九年三月三十日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（二通）

請願者 長野県南佐久郡南相木村南相木村長 菊池与四馬外二十一名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第三〇八二号 昭和四十九年四月一日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（二通）

請願者 長野県南佐久郡小海町大字豊里一〇七小海町長 辻写助外二十一名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第三〇三号 昭和四十九年四月二日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 長野県南佐久郡小海町大字通津一、五七一
紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第三〇四号 昭和四十九年四月二日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 山口県岩国市大字通津一、五七一
紹介議員 松原博外十名
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第三〇五号 昭和四十九年四月二日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 山口県南秋田郡井川村北川尻字中村四七 伊藤貞一郎外百四十二名
紹介議員 山崎 五郎君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

請願者 長野市大字安茂里一、一二九安茂里十一名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第三一六〇号 昭和四十九年四月三日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 山口県河内郡錦町広瀬 森治敏雄
紹介議員 外九名
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第三一六一號 昭和四九年四月三日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（五通）

請願者 長野県佐久市大字塚原八〇一ノ一
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第三一六二號 昭和四九年四月三日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（五通）

請願者 中佐都農業協同組合長 上原歎一
紹介議員 郎外五十二名
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第三一六三號 昭和四九年四月三日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（五通）

請願者 岡山県倉敷市上富井六二八〇九八
紹介議員 松村 陸男君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第三一六四號 昭和四九年四月三日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（五通）

請願者 長野市若穂綿内八、七六〇 田尻善輔外六十三名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第三一六五號 昭和四九年四月三日受理
畜産危機打開に関する請願（三十二通）

請願者 山形県寒河江市西根一ノ二ノ八西
紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第三一六六號 昭和四九年三月三十日受理
畜産危機打開に関する請願（三十二通）

請願者 根農業協同組合長 軽部忠外七千二百三十二名
紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第三一六七號 昭和四九年三月三十日受理
畜産危機打開に関する請願（二通）

請願者 長野県佐久市大字原七一ノ五佐久平農業協同組合長 上野太郎外二
百七十四名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第三一九七號 昭和四九年三月二十九日受理
畜産危機打開に関する請願（三通）
請願者 長崎県松浦市志佐町稗木場免 金子重良外三千百七十八名
紹介議員 初村瀧一郎君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第三一九八號 昭和四九年三月二十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 德島県東伯郡赤崎町赤崎一、九九〇八千代農業協同組合長 北岡寿則外二百七名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第三一九九號 昭和四九年三月二十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 島取県東伯郡赤崎町赤崎一、九九七ノ一赤崎町農業協同組合長 森山忠久外千八百四名
紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第三二〇〇號 昭和四九年三月二十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 岡山県倉敷市上富井六二八〇九八
紹介議員 松村 陸男君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第三二〇一號 昭和四九年三月二十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 岡山県倉敷市江向藏市農業協同組合
紹介議員 木村 陸男君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第三二〇二號 昭和四九年三月二十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 長 藤田伝三郎外四百三十七名
紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第三二〇三號 昭和四九年三月二十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 山口県阿武郡阿東町大字嘉年嘉年
農業協同組合長 倉田幾男外二百六名
紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第三二〇四號 昭和四九年三月二十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 山口県阿武郡阿東町大字嘉年嘉年
農業協同組合長 倉田幾男外二百六名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第三二〇五號 昭和四九年三月二十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 山口県阿武郡阿東町大字嘉年嘉年
農業協同組合長 倉田幾男外二百六名
紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第三二〇六號 昭和四九年三月二十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 山口県阿武郡阿東町大字嘉年嘉年
農業協同組合長 倉田幾男外二百六名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第三二〇七號 昭和四九年三月三十日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 三阿南市農業協同組合長 待田富
雄外二百三十四名
紹介議員 今井寿一外千五百九名
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第三二〇八號 昭和四九年三月三十日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡琴海町大平郷九九
九次米健太郎君
紹介議員 初村瀧一郎君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三一六四号 昭和四十九年四月三日受理

畜産危機打開に関する請願（二通）

請願者 山口県萩見島 弘中喜久男外二十五名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三三三七号 昭和四十九年四月四日受理

畜産危機打開に関する請願（二通）

請願者 山口県熊毛郡上関町大字室津八五七上関町農業協同組合長 氏本久

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三一九七二号 昭和四十九年三月二十九日受理

畜産危機打開のための施策に関する請願

請願者 宮城県桃生郡鳴瀬町小野字町裏七八ノ一小野農業協同組合長 千葉敬外八十三名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三〇〇五号 昭和四十九年三月三十日受理

畜産危機打開のための施策に関する請願

請願者 宮城県石巻市門脇一丁目石巻市農業協同組合長 岩山喜久治外三十一名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三〇九〇号 昭和四十九年四月一日受理

畜産危機打開のための施策に関する請願

請願者 宮城県桃生郡河北町小船越字山畑三四四大谷地農業協同組合長 佐藤正人外四十名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第二一五六号と同じである。

第三一〇六号 昭和四十九年四月二日受理

畜産危機打開のための施設に関する請願

請願者 宮城県名取郡秋保町長袋字原三八一外百十九名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第二一五六号と同じである。

第三一六三号 昭和四十九年四月三日受理

畜産危機打開のための施設に関する請願

請願者 宮城県岩沼市長岡字上根崎四七

紹介議員 長田 忠悦百十一名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第二一五六号と同じである。

第三二三八号 昭和四十九年四月四日受理

畜産危機打開のための施設に関する請願

請願者 宮城県栗原郡栗駒町尾松字稻屋敷下大島西側一四 渡辺忠夫外百十一名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第二一五六号と同じである。

第三一九九号 昭和四十九年三月二十九日受理

畜産危機打開に関する請願

請願者 岡山市三野二ノ一〇 小合憲雄外六名

紹介議員 木村 陸男君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第三〇八四号 昭和四十九年四月一日受理

畜産危機の打開に関する請願

請願者 北海道紋別郡滝別町川西 羽田宏

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第二一五六号と同じである。

第三一九九号 昭和四九年四月三日受理

畜産危機の打開に関する請願（五通）

請願者 同組合長 小南甲三外三千五百八十六名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二一五六号と同じである。

請願者 北海道網走郡美幌町美幌町農業協同組合長 早瀬市郎外二千三十二名
この請願の趣旨は、第二一二四号と同じである。

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第二一二四号と同じである。

第三一七八号 昭和四十九年四月三日受理

畜産危機の打開による畜産危機の打開に関する請願

請願者 北海道雨竜郡妹背牛町五区山三線吉田武士外五千五百十四名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三一七九号 昭和四九年三月三十日受理

畜産危機の打開による畜産危機の打開に関する請願

請願者 長野県上田市大字浦野四〇ノ二浦二百五十九名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。

第三一九九号 昭和四九年三月三十日受理

畜産危機の打開による請願

請願者 岐阜市三野二ノ一〇 小合憲雄外六名

紹介議員 木村 陸男君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第三一九九号 昭和四九年三月三十日受理

畜産物価格の安定に関する請願

請願者 名古屋市守山区大字中志段味二、六八六ノ一九一 鎌倉時男外四名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第一九七六号と同じである。

第三一九九号 昭和四九年三月三十日受理

畜産物価格の安定に関する請願

請願者 愛知県名古屋市中区丸の内三ノ四ノ一〇会長 池田龍一外十三名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第一九七六号と同じである。

第三一九九号 昭和四九年三月三十日受理

畜産物価格の安定に関する請願

請願者 愛知県大山市字若宮八二樂田農業協同組合長 鈴木主計外十名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第一九七六号と同じである。

請願者 長野県小県郡真田町傍陽六、二五〇傍陽農業協同組合長 坂口泰司
外四百十六名
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。

第三一〇二号 昭和四九年四月一日受理

畜産危機打開による畜産危機の打開に関する請願（六通）

請願者 長野県上田市大字浦野四〇ノ二浦二百五十九名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。

第三一〇二号 昭和四九年四月一日受理

畜産危機打開による畜産危機の打開に関する請願

請願者 長野県上田市大字浦野四〇ノ二浦二百五十九名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。

第三一〇二号 昭和四九年四月一日受理

畜産危機打開による畜産危機の打開に関する請願

請願者 長野県上田市大字浦野四〇ノ二浦二百五十九名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。

第三一〇二号 昭和四九年四月一日受理

畜産物価格の安定に関する請願

請願者 愛知県名古屋市中区丸の内三ノ四ノ一〇会長 池田龍一外十三名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第一九七六号と同じである。

第三一〇二号 昭和四九年四月一日受理

畜産物価格の安定に関する請願

請願者 愛知県大山市字若宮八二樂田農業協同組合長 鈴木主計外十名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第一九七六号と同じである。

第三一〇二号 昭和四九年四月一日受理

畜産物価格の安定に関する請願

請願者 愛知県大山市字若宮八二樂田農業協同組合長 鈴木主計外十名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第一九七六号と同じである。

第三一二二号 昭和四十九年四月二日受理
昭和四十九年産生産者米価の引上げに関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟

紹介議員 佐藤 隆君 県議会議長 外山勘兵衛

昭和四十九年産生産者米価について、世界的な食糧需給のひつ迫や国際価格の上昇傾向等を考慮の上、再生産が確保できるよう大幅に引き上げるとともに、可能な限り早期に決定されたい。

理由

農業機械、肥料、農薬、ビニール資材等の価格の高騰、公共事業の繰り延べ等による農外収入の減少、生産調整奨励金の打ち切りなどにより、今年の稻作を巡る環境は厳しく、特に気候、土地条件から米作に依存せざるを得ない本県農家に極めて深刻な不安と動搖を与えており、かつ農村物価が今後更に上昇することが確実であり、国内労働賃金も大幅に上昇している実情にかんがみ、農業の再生産と所得を補償した生産者米価の改定措置が必要である。

第三一二三号 昭和四九年四月二日受理
農林漁業用資材の緊急確保に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟

紹介議員 佐藤 隆君 県議会議長 外山勘兵衛

国民の食生活に直接影響を及ぼす農林漁業用資材の安定的供給を確保するため、次の事項について緊急に措置されたい。

一、施設園芸、苗代等に必要な塩化ビニールフィルムなどの被覆資材の確保。
二、農林漁業用の重油、軽油及び灯油の確保。
三、肥料、農薬、家畜飼料及び漁網の確保。
四、ダンボール等の農産物出荷包装用資材の確保。
五、農林漁業用資材及び燃料の不足と価格の高騰は、經營基盤の劣弱な農林漁業者に大きな不安と動搖がある。

農林漁業用資材の価格安定対策の推進。

理由 請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟

を与えるとともに、農産物の異常高値を引き起こし、国民生活に重大な影響を及ぼしている。

第三一二六二号 昭和四九年四月三日受理
畜産危機打開のための緊急対策に関する請願 (二)

請願者 熊本県玉名郡菊水町江田 庄山大

紹介議員 高田 浩運君 県議会議長 外山勘兵衛

この請願の趣旨は、第二〇九〇号と同じである。
第三一二八二号 昭和四九年四月三日受理
牛枝肉安定基準価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 北海道空知郡南幌町南七線西一二

紹介議員 川村 清一君 県議会議長 外山勘兵衛

この請願の趣旨は、第一〇九〇号と同じである。
第三一二八五号 昭和四九年四月六日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願 (七通)

請願者 長野市上松五ノ六ノ二二長野市農業協同組合浅川事業所内 振野和衛外七十六名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

紹介議員 川村 清一君 県議会議長 外山勘兵衛

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

紹介議員 戸田 菊雄君 県議会議長 外山勘兵衛

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

紹介議員 戸田 菊雄君 県議会議長 外山勘兵衛

この請願の趣旨は、第二一五六号と同じである。

第三二八八号 昭和四九年四月五日受理
農業者年金制度の改善に関する請願

請願者 長野市三輪田町一、三〇〇 竹中

紹介議員 小山邦太郎君 県議会議長 山田幸一

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

紹介議員 松平 勇雄君 県議会議長 外山勘兵衛

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第三二八九号 昭和四九年四月五日受理
畜産危機打開のための施策に関する請願

請願者 宮城県桃生郡鳴瀬町野蒜字南余景

紹介議員 戸田 菊雄君 県議会議長 山田幸一

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

紹介議員 松平 勇雄君 県議会議長 外山勘兵衛

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三二九六号 昭和四九年四月六日受理
農業振興地域の整備に関する請願

請願者 六六野農業協同組合長 内海保

紹介議員 戸田 菊雄君 県議会議長 山田幸一

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

紹介議員 松平 勇雄君 県議会議長 外山勘兵衛

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三二九七号 昭和四九年四月六日受理
農業振興地域の整備に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会議長 山田幸一

紹介議員 松平 勇雄君 県議会議長 外山勘兵衛

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

理由

政府は農業振興地域の整備に関する法律の一部改正を意図しているが、この法律は将来にわたり農業施策の充実を図り、農業生産の場とする目的から、他用途への利用の制限は当然承知されるところである。しかし他方都市計画法による調整区域において、建築の制限をしながらも農家の二、三男分家については、これを認めている現状である。

第三三七五号 昭和四十九年四月八日受理

畜産危機打開に関する請願(四通)

請願者 山口市大字秋穂二島一七七 山田

明美外二百八十四名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

昭和四十九年五月十一日印刷

昭和四十九年五月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

A